

令和5年度 第1回彦根市入札監視委員会 議事概要

【日 時】 令和5年(2023年)7月20日(木) 午後2時から午後4時まで

【場 所】 市役所本庁舎別館2階2A会議室

【出席者】 委 員：荒川委員長・石井委員・川浦委員・高田委員・片野委員

事務局：契約監理室（疋田室長・田辺次長・大野副主幹）

工事担当課：都市計画課、建築課、上水道工務課、文化財課

【傍聴者】 なし

1 開会

- ・ 委員長の選出

委員の互選により荒川委員長が選出される。

2 議 事

- (1) 入札および契約手続の運用状況等について 資料 1-1～1-3

※ 対象期間 令和4年7月から令和5年3月まで

事務局から、資料 1-1 資料 1-2 資料 1-3 参考資料に基づき、一括して説明

<質 疑>

委 員：入札不調案件というのは、入札がされなかったということか。

事務局：札が入らなかった、札は入ったが予定価格に届かなかった、予定価格と最低制限価格の枠内に入る札がなかった等の場合がある。入札不調となった場合は、担当課に結果を返すが、仕様書の見直し、参加事業者変更等により再度入札することが多い。

委 員：有効な応札がなかったとは、予定価格超過あるいは最低制限価格未満ということか。

事務局：1者から札が入ったが、添付書類に不備があったため、その札を無効とした。

委 員：最低入札価格とはなにか。

事務局：例えば予定価格を1,000万円とする入札を1回実施したが、入った札はすべて1,000万円より上で、一番安かった札が1,100万円だったとする。この1,100万円が最低入札価格となる。2回目の入札をする場合には、1,100万円以上の金額で札を入れると失格になる。

委 員：1回目の一番下の金額は公表されるのか。

事務局：札を入れた事業者には、電子入札システムで通知する。

- (2) 抽出案件の審議について 資料 1-4

※ 抽出事案8件(一般6件、指名2件)

石井委員から審議案件の抽出理由等について説明いただいた。

○抽出の際の方針としては、金額が大きいもの、失格者が非常に多いあるいは参加者が極端に少ない、落札率が非常に高い案件を抽出した。

その後、抽出事案説明書に基づき、個別案件 8 件の調査審議に入った。

一般競争入札(様式第 5 号の 1)

① R4 金亀公園整備工事(その 2)

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

<質 疑>

委 員：ここで注目しているのは、最低制限価格が落札金額であるという点である。

次回から、全体資料 1-2 の予定価格欄の横に最低制限価格欄をつくり、比較できるようにしてほしい。率だけで憶測すると、ほぼ最低制限価格を狙った入札になっているように思うので、傾向をみたい。

委 員：格付区分とはどういう指標で、誰がするのか。

事務局：彦根市では、工事の種類を 29 種類くらいに分け、特に発注の多い 7 業種については、業者の格付(ランク付)をしている。土木一式工事は、A から E までの 5 つのランクに、他の 6 種は A と B の 2 段階に分けている。なお、格付は、市が、経営事項審査表の点数や技術者数に基づき行っている。

委員長：次回から、全体資料 1-2 への最低制限価格の記載をお願いする。

※ 市長への答申等は、特になし

② 南中学校水泳プール塗装改修工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

<質 疑>

委 員：住所と代表者苗字が同一であることから、2 者は家族・親族だと推測される。全 4 者のうち人的な関係がかなり強そうな 2 者が参加しているという状況は、競争的な観点からみて問題があると考えますが、規約等はどうなっているか。

事務局：ご推察のとおり 2 者の代表者は親族である。類似の話として、令和 2 年度の委員会において、代表者が同じ事業者が、それぞれ札を入れるのは入札としてどうか、という意見があがり、市長答申もいただいた。それを受けて事務局で検討し、公告文の入札参加資格に「入札日の時点で、代表者が本入札に参加する他の入札参加者の代表者を兼ねていないこと」という要件を加え、同一代表者の事業者は同じ入札に参加できないよう見直したという経緯がある。

事務局としては、「同一代表者」は事実としてわかりやすく、確認も容易であるため排除したが、住所や代表者の親族関係を理由とした制限までは難しいと考えている。

委 員：人的関係を厳しめに対応している自治体もある。佐賀県は兄弟で経営している A 社、B 社の役員を父親が兼ねている(一方の会社の役員が配偶者および親子関係にある)場合は、一緒には入れない。近隣の近江八幡市や大津市は、同一人物が両方の会社の役員を兼ねてはいけないことになっている。4 者中 2 者というのは、かなり影響が大きいのではないか。

委 員：滋賀県も厳しい。代表者や役員だけではなく技術者や資本関係、例えば親会社・子会社であれば、2 つの権利を入札の中で受けられることもあるので禁止している。彦根市のやり方が駄目だというのではないが、参考にしてもらいたい。

委 員：国では、コンサルと建設会社に資本関係があつて、コンサルが設計管理を有利になるよう事前に情報をもらすということがあったので、その辺をきっちりしている。県共

同受付でも資本関係があれば書類を提出してもらうようになっているので、チェックはできると思う。

委員：資本関係を把握する体制は整っているのか。

事務局：体制としてはないが、入札公告で、コンサル業者との関連がないことを条件設定している。

委員長：入札参加の制限に関して国・県・近隣市町の状況を調査いただき、よい指針ができればと思う。状況調査については、市への意見とさせていただきます。

※ 市長への答申等は、特になし

③ 市立図書館昇降機更新工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

<質疑>

委員：対象が165者ありながら、1者しか参加していないのはなぜか。

建築課：本工事は、図書館に設置している三菱製エレベータ（一基）を丸ごと撤去し、新たにエレベータを設置する工事である。165者とあるが、実際にエレベータ工事の元受として施工に携わった業者は3桁もないと考える。また、三菱製のものが設置されているため、他社が敬遠したのではないか。

委員：他社製のものを設置すると余計に費用がかかるということか。

建築課：それはない。部品の取替等であれば、元々あった業者しか対応できないということはあるが、今回は丸ごと撤去し、新たにエレベータを設置する。三菱以外でも工事可能であることを確認したうえで、入札にかけた。推測であるが、もともと三菱製のあったところに、自社製品を一から取付けるという手間を敬遠されたのではないかと考えている。

委員：エレベータ関係工事は、毎回こういう傾向なのか。これだけがそうなのか。

建築課：部分的な改修工事はいくつもあるが、エレベータを全部撤去し、新たに入れる工事は、彦根市ではこれまでに例がない。

委員：三菱製が設置されていることは周知されたのか。

建築課：元の図面を参考資料として添付するため、業者がみればわかると思われる。

※ 市長への答申等は、特になし

④ 大藪浄水場急速2系沈殿池傾斜板更新工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

<質疑>

委員：金額が大きく、かつ対象事業者が80者ありながら、参加したのは1者のみ。更新であるため、当初工事をした事業者が落札したのではないかと推測するが、どうか。

浄水場：既設の業者は、今回の入札には参加しなかった。令和元年度に1系で同じことを行ったが、その際の応札は4者。工事の内容はかなりハードで、本来は、池の水を抜いて、その中で解体して組み立てるが、大藪浄水場ではその方法がとれず、外で先に組み立てたものを大きなクレーンで出し入れするしかない。今回の落札業者には、他市での経験、また前回も落札して同じようにやったという経験がある。

委員：4回目の入札はありえるか。

事務局：3回で折り合わなければ不調となる。

委員：予定価格はどのように設定されるのか。

事務局：工事担当課が積算し、それを基に、市長・副市長あるいは契約監理室長・次長が作成する。

※ 市長への答申等は、特になし

⑤ R4 京町公園整備工事(その2)

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

<質疑>

委員：参加資格があるのが5者。落札業者もかなり固定されている。対象をもう少し広げてもよいのではないか。

事務局：地元事業者優先はあるものの、競争性が損なわれることはよくないため、内規的なルールとして、5者を最低のラインとしている。5者あれば地元だけで入札し、それ以下になった場合には、市外にまで対象を広げている。

委員：市内業者育成はわかるが、あまりに固定メンバーでやっていると談合の恐れも出てくる。適宜その点は考えてもらえれば。例えば、指名競争入札は市内、一般競争入札は業者を増やすという対応をしている市町もある。

※ 市長への答申等は、特になし

⑥ 市営甲田団地解体工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

<質疑>

委員：最低制限価格を3者が下回り、失格となっている。こういった事業者を活かすことで工事費を抑えることはできないか。

事務局：最低制限価格は、ダンピング防止等の観点から国が設けているもので、国が定めた方法に基づき積算している。また、最低制限価格の算出方法はホームページに掲載しており、各業者もそれを理解されたうえで応札されている。市の任意で調整することは難しい。

委員：工事によって最低制限価格の率が変わるのか。

事務局：単純に予定価格の何%という計算ではない。設計金額に色々な区分があり、その区分に率をかけることになる。区分の配分は工種で異なるため、最終的にばらばらになる。

※ 市長への答申等は、特になし

(2) 指名競争入札(様式第5号の2)

① R4 彦根城天守耐震対策工事实施設計委託業務(その2)

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

<質疑>

委員：落札率がかなり高い。そもそも業者が少なく、この3者も相当探されたとは想像す

るが、落札率が高くなるのは参加者が少ないことが一因と考える。

文化財課：「重要文化財建造物修理工事主任技術者」が在籍する事業者は全国でも限られる中、市の登録業者は3者のみ。登録をお願いしていかねばならないと考えてはいるが、実際のところ3者が固定で登録されている。

委 員：予定価格の積算方法は。

文化財課：主任技術者の人数等で価格を積算していく。基本的には見積ベースになる。

委 員：見積は3者に依頼したのか。

文化財課：本件は1回不調になった案件で、3者に依頼して2者から提出があった。不調の理由を調査し、足りない部分を補填して2回目を出した。

事務局：見積提出が2者で、入札に参加したのは1者。3回目までいったが、不調となった。

委 員：こういった特殊なものは1者随意契約でもよいのでは。同じことが彦根城の防災でもおこっている。

文化財課：そちらは今年度、随意契約で出させていただいた。業界的に補助率の高い工事が出ている関係で、全国的に業者のとりあい状態となっている。

※ 市長への答申等は、特になし

②大藪浄水場自家発電設備更新実施設計委託業務

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

<質 疑>

委 員：10者のうち9者に敬遠された背景や事情があれば教えてほしい。

浄水場：正直わからない。積算は、実務必携の浄水場更新項目に則っている。

委 員：対象者を追加できないのか。

事務局：途中で増やすことはできない。中止して、新たに10者設定することは可能である。

委 員：この委託業務は、何年後かにまたあるのか。

浄水場：浄水場施設更新の都度設計委託に出すものと、自前で設計するものがあるが、今回は建物が入っている。こういった建築分を混ぜた設計を出すのは10年に1回程度。

委 員：10者をさらに広げて20者にしてはどうか。

事務局：この案件は1回不調になっている。1回目は、地元優先の観点から市内と準市内の全3者と、県内でAランクの7者としたが、札が入ったのは1者だった。2回目は、条件は同じで業者を総入れ替えし、県内・県外のAランクおよび県内Bランクの事業者を選んだ。

委 員：調査費がほとんどだと思いが、事業者見積と予定価格に大きな差が生じているのか。

浄水場：そうかもしれないが設計は実務必携でしかできない。それで問題ないと考えている。

委 員：1回目もほとんど辞退だったのか。

事務局：9者が辞退。1者が2回入札し、3回目は入札されなかった。

委 員：やり直す時に予定価格を引き上げることはないのか。

事務局：積算に間違いがあるか、単価がかわったということがなければならない。

※ 市長への答申等は、特になし

3 その他

事務局から、次回委員会を12月頃に予定していること、また10月頃に日程調整を行うことについて説明した。

4 閉 会

契約監理室長挨拶